

会議記録

| | |
|-------------------|---|
| 会議名称 | 令和4年度第1回北本市行政改革推進委員会 |
| 開会及び 閉会日時 | 令和5年2月8日(水) 午後1時から午後3時まで |
| 開催場所 | 会議室1-A |
| 議長氏名 | 委員長：下垣彰 |
| 出席 委員(者) 氏名 | 秋葉清、新井康夫、金網幾代、諏訪千加子、土屋雄一 市長 三宮幸雄 |
| 欠席委員 (者)氏名 | 樋口恵子 |
| 事務局職員 職氏名 | 行政経営課長：福島弘行 同課事務管理担当主幹：高橋弘 同課企画調整担当主任：國友裕太 |
| 会議次第 | <ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 市長挨拶 3 委員長挨拶 4 委員紹介、事務局紹介 5 事務事業の見直しについて(諮問) 6 議事 <ol style="list-style-type: none"> (1) 令和3年度北本市行政改革推進委員会答申への対応状況の報告 (2) 事務事業の見直し <ul style="list-style-type: none"> ・多子出産祝金事業 ・多子世帯応援給付金事業 7 その他 8 閉会 |
| 配付資料 | <ol style="list-style-type: none"> 1 委員名簿 2 令和3年度答申対応状況 3 令和4年度諮問事業について 4 外部評価手順 5 事務事業評価シート「多子出産祝金事業」 6 事務事業評価シート「多子世帯応援給付金事業」 7 北本市多子世帯応援給付金について 8 チェックシート |

| 発言者 | 発言内容・決定事項 |
|--------|---|
| 事務局 | <p>1 開会</p> <p>北本市行政改革推進委員会を開会する。</p> <p>はじめに、会議の成立について確認する。「北本市行政改革推進委員会規則」第5条第2項に「委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない」と規定しているが、本日は委員数7人のところ、出席委員数6人、欠席委員数1人であり、過半数の出席であることから会議が成立することを報告する。</p> |
| 市長 | 2 市長挨拶 |
| 委員長 | 3 委員長挨拶 |
| 委員、事務局 | 4 委員紹介、事務局紹介 |
| 事務局 | <p>5 事務事業の見直しについて（諮問）</p> <p>それでは、事務事業の見直しについて諮問に移る。</p> |
| 市長 | <p>諮問内容、事務事業の見直しについて。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多子出産祝金事業 ・多子世帯応援給付金事業 ・学校教育支援事業 ・学力向上推進事業 <p>以上。</p> |
| 事務局 | <p>議事の前に、皆様に了解されたい事項について申し上げます。北本市の附属機関の会議は、北本市情報公開条例第21条の規定により原則公開となる。</p> <p>会議の中で、個人情報や法人の秘密事項等の非公開情報が出てくる場合は、会議を非公開とすることもできるが、当委員会においては、現在のところ、そのようなおそれもないと思われるので、原則どおり公開ということによいか。</p> |
| 委員一同 | 【了解】 |
| 事務局 | <p>本日、傍聴の希望はないので、このまま議事に移る。</p> <p>規則第5条1項で、「委員会の会議は、委員長が招集し、</p> |

| 発言者 | 発言内容・決定事項 |
|-----|---|
| 委員長 | <p>その議長となる。」となっており、本委員会については、下垣委員長に進行をお願いします。</p> <p>6 議事 それでは、議事に入る。 議事(1)令和3年度北本市行政改革推進委員会答申への対応状況の報告について、事務局より説明をお願いします。</p> <p>【事務局説明】</p> |
| 委員長 | <p>説明は以上となるが、何か質問等はあるか。</p> |
| 委員 | <p>「むくろじ」が休刊することについて、反対意見等が出なかったのか。</p> |
| 事務局 | <p>行政改革推進委員会の答申を受けたこともあり、休刊については御理解いただいていると所管課から聞いている。</p> |
| 委員 | <p>難病等手術見舞金支給事業について、広報やホームページによる周知とあるが、代替措置としては、少し弱いと感じた。難病患者やその家族の日常生活での困りごとについて、もっと積極的に踏み込んで吸い上げて、制度の周知を図っていく取組みがあってもいいのではないか。</p> |
| 事務局 | <p>昨年の答申を受けて所管課では、個々のケースで適用できる制度やサービスが異なるため、特に窓口での吸い上げに力を入れており、何が使えるかということを中心に説明を強化していると聞いている。</p> |
| 委員長 | <p>就労支援事業について、必要としている人に対する個別のアプローチをどのようなやり方であれば効率的に実施できるのか、きちんと考えてほしい。例えば、若い人であれば、スマホなどに長けているので、市役所に来なくても対応できるオンラインでの相談受付等が考えられるのではないか。今後の話しになると思うが、個別相談等について、幅広いやり方を検討してもらいたい。</p> |

| 発言者 | 発言内容・決定事項 |
|------|---|
| 事務局 | いただいた意見は所管課にフィードバックする。 |
| 委員 | 就労支援事業について、都市計画法による制限で、市役所庁舎内で事業を提供していくとのことであったが、発展的に他の場所で進めていくことは検討できないのか。 |
| 事務局 | 就労支援事業については、用途地域による制限等があるため、どこでもできるような事業ではなく、現実的な選択として、現時点では、市役所庁舎内での提供を考えている。 |
| 委員長 | 他に質問はあるか。 |
| 委員一同 | 【なし】 |
| 委員長 | 議事の(2)事務事業の見直しについて事務局より説明をお願いします。 【事務局説明】 |
| 委員長 | 事業選定について、廃止又は見直しの事業から選定するとあるが、廃止の事業が入っていないのはなぜか。 |
| 事務局 | 点検結果が廃止とされた事業のうち、交通遺児手当支給事業については、廃止の理由として、直近の支給実績がないことが主な理由であったが、予算額が小さいこと、また市民生活への影響度の観点から、本委員会では取り上げる優先度が高いとは言えず、今回の諮問対象とはしなかった。RPA導入事業については、将来的に無くなっていく過渡的な技術であることから、廃止という点検結果になったこと、また直接市民へ提供する事業というよりは内部事務的の事業であることから、こちらでも諮問対象としなかった。 |
| 委員長 | 理解した。では、その他本件についての質問はあるか。 |
| 委員 | ロジックモデルを作成し、基本事業と事務事業の関係性を明確にしたということはよく分かったが、その作業はどのように実施したのか。 |

| 発言者 | 発言内容・決定事項 |
|--------|---|
| 事務局 | <p>庁内の各部署から横断的にメンバーを選定してワーキンググループを作り、所管課だけでなく、様々な部署の視点で点検し作成した。</p> |
| 委員長 | <p>他に質問はあるか。</p> |
| 委員一同 | <p>【なし】</p> |
| 委員長 | <p>事務事業の見直し、「多子出産祝金事業」及び「多子世帯応援給付金事業」について、事業の概要、目的、効果等について所管課より説明をお願いします。</p> <p>【所管課入室・説明】</p> |
| 委員長 | <p>制度が複雑なので、説明願いたいですが、0歳児おむつ無料化事業を見直して新たに始めた子育て応援事業については、全世帯が対象であったと思うが、あらためてどのような事業であったか確認したい。</p> |
| 子育て支援課 | <p>子育て応援事業は、子ども一人当たり3万円の商品券を支給する事業である。</p> |
| 委員長 | <p>子育て応援事業は、第1子、第2子、第3子の区別なく、支給するものであり、これとは別に第3子以降の子に対して多子出産祝金事業5万円及び多子世帯応援給付金事業2.5万円の計7.5万円を支給する事業があり、これが無くなるということか。</p> |
| 子育て支援課 | <p>そのうちの多子世帯応援給付金事業の2.5万円がなくなり、かわりに、第1子から1万円分のギフトが県から送られる事業になるということである。</p> |
| 委員長 | <p>委員から意見等あるか。</p> |
| 委員 | <p>多子出産祝金事業の5万円については、第3子以降が対象とのことだが、これを第2子以降とすることは考えられない</p> |

| 発言者 | 発言内容・決定事項 |
|--------|--|
| 子育て支援課 | <p>のか。</p> <p>この事業は、たくさん産んでいただきたいという主旨の制度であるが、第2子からということは、今のところは考えていない。</p> |
| 委員 | <p>今回の見直しで、なるべく多くの世帯の方を対象とすることについては、良いと思うが、継続性という点ではどのように考えているか。</p> |
| 子育て支援課 | <p>子育て応援事業（商品券）の方は、出生時、1歳6か月時、3歳時に、それぞれ5年間使える商品券を配布するというので、前回見直しの時に意見をいただいた継続性を反映しているものであるが、祝金事業はあくまで祝金であるため、一時金という形をとっている。</p> |
| 委員 | <p>新たに県が行うについては、出生届を出せば自動的にもらえるものなのか。もらい漏れは無いようになっているのか。</p> |
| 子育て支援課 | <p>申込が必要である。</p> |
| 委員 | <p>わざわざ申込が必要なのか。</p> |
| 子育て支援課 | <p>子育て応援事業（商品券）については、市の事業なので、出生届提出時に、市の窓口で渡すことができるが、子育てギフト事業は、県の事業であり、現在までの県からの説明では申込を要するものとなっている以上、市の判断で不要とすることはできない。しかし、対象者で申込の無い人については、リストが県から市に提供されることになっていることから、市の方でも注意してみたい。</p> |
| 委員 | <p>わざわざ新しい事業を始めるとその都度申請が増え、複雑になると思う。出生届を出せば、自動的に支給されるよう形にできないのか。また一時金で子育ての経済的負担が軽減できるか疑問である。現在市が行っている商品券事業を拡充し、多世帯に少し上乘せし、県の方から1万円のギフトがさらに追加される、といった形にすることは難しいのか。</p> |

| 発言者 | 発言内容・決定事項 |
|--------|---|
| 子育て支援課 | <p>多子世帯応援給付金事業を県からの補助金で実施してきたが、この補助金が廃止になり、新たな制度が創設されるため、今回については、その内容に合わせた見直しということになる。</p> <p>多子出産祝金事業の5万円についても、本日いろいろと御意見をいただいたが、引き続き、どのような形が効果的なのか、検討していきたい。</p> <p>申請についての御指摘もいただいたが、県の事業も含めて周知に努め、申請漏れの無いようにしていきたい。</p> |
| 委員長 | 他に質問等はあるか。 |
| 委員一同 | 【なし】 |
| 委員長 | <p>子育て支援課への質疑は以上とする。</p> <p>【所管課退室】</p> |
| 委員長 | <p>休憩とする。</p> <p>【10分休憩】</p> |
| 委員長 | <p>再開する。これまでの話しを整理すると、多子世帯応援給付金事業2.5万円の事業が県の子育て応援事業として、第1子からの事業となることについては、変えることができないようである。よって、市が実施している多子出産祝金事業について、5万円はそのまま継続とするのか、または別の形とするのか、ということが検討事項である。</p> <p>【各委員 チェックシートを記入】</p> |
| 委員長 | 全委員の意見の方向としては、ほぼ見直しである。 |
| 委員 | 第3子以降の5万円は一時金であるので、平等性を考えて第1子からの給付金に移行した方が良い。 |

| 発言者 | 発言内容・決定事項 |
|-----|---|
| 委員 | 対象を増やすという意味で、第3子以降ではなく、段階的に、まず第2子からを対象とするのが良いのではないかと。 |
| 委員 | 出生時に限定するのではなく、成長段階に応じて支給した方がよい。 |
| 委員長 | <p>同意見である。多子出産祝金事業の第3子への5万円を子育て応援事業（商品券）に統合した方がよい。</p> <p>出生時1万円、1年目1万円3年目1万円というのを、例えばプラス2万+1.5万+1.5万というような形とする。</p> <p>そうすると第3子以降だけでなく、第1子以降に対象を広げることができ、さらに出生時のみならず、他市で出産した後に北本市に転入してくる人も支給対象となるため、市の魅力が高まり、市民を増やすことにも繋がるのではないかと。また2つの事業を受付けるより、申請を一本化することで事務の効率化に資するものである。</p> |
| 委員 | 5万円の多子に対する部分を少し残して、一部を子育て応援事業に振り分けるのがよいと思う。あとやはり申請は本来必要ないと思うが、現状ではすぐに変えることが難しいことは理解した。そのうえで、市には申請漏れが無いよう努めてほしい。 |
| 委員 | 県の2.5万円の事業は廃止し、新たな事業になることについてはそれでいいと思う。5万円の事業については、子育て応援事業（商品券）と統合した方がよい。あと、お金お金のばっかりなので、そうではなく優遇制度とか、何か政策上のより良い転換を図るべきじゃないのか。例えば保育園に入るにしても3人以上いれば優遇するとか、あるいは商品券についても、もっと手厚くして、しかも1回限りじゃなくて、途中途中継続してもらえそうな制度にした方がよい。 |
| 委員長 | 各委員の方向性は大体同じである。2.5万円の方は、県の事業であり、1万円に代わることについてはそれで良とする。一方、市の5万円の事業は、子育て応援事業（商品券）に統合し、祝金としての一時金でなく、支給対象を第1子からの全員に拡げ、そして成長段階に応じた継続的なものとす |

| 発言者 | 発言内容・決定事項 |
|-----|--|
| 委員長 | <p>る。統合することで事務効率の向上にも繋がる。 あと多子世帯への支援については、金銭的な支援でない優 遇制度等のソフト的な支援を検討すべき。 以上を委員会の意見としてよいか。</p> <p>【各委員了承】</p> <p>では、「出産祝金事業及び多子世帯応援給付金事業」につ いての審議を終了する。</p> <p>その他、各委員から質問等あるか。 無いようなのでこれで議事を終了し、進行を事務局にお返 しする。</p> |
| 事務局 | <p>7 その他 議事以外のところで、質問等あるか。</p> <p>【委員質問なし】</p> <p>【事務局次回開催の日時説明】</p> <p>8 閉会</p> <p style="text-align: right;">以上</p> |

議事のでん末・概要を記載し、その相違なきを証するためここに署名する。

令和 5 年 3 月 16 日 委員長 下 塚 彰

